

『緊急授業料免除(令和2年度前期)』募集要項

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した学生に対して、令和2年度前期授業料の3つの段階に応じた額(全額・半額・4分の1の額)の免除を行います。(既に授業料を納付している者には、返還を行います。)

通常の授業料免除は、前年度の所得で審査を行います。『緊急授業料免除』は、家計急変後の収入見込みで審査を行います。

※高等教育修学支援新制度(日本学生支援機構の給付型奨学金と授業料等減免による支援)に採用が決定した者については、「緊急授業料免除」の支援対象外となります。なお、採用が決定していない者については、「緊急授業料免除」に申請していただいて構いません。

2. 支援対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や廃業等に伴い、家計維持者(※1)の事由発生後の所得(※2)が事由発生以前の所得と比較し減少した者(※3)のうち、本学の授業料免除制度の基準に該当することとなる学部生及び大学院生(既に授業料免除を申請している者を含む)が対象となります。

※1 家計維持者について

- ・家計維持者とは、父・母又は父母に代わり家計を支持する者である。
- ・父母等の扶養下でない学生及び私費留学生については、独立生計者とする。

※2 所得について

- ・家計急変の状況は、家計維持者の年金及び公的扶助等による収入は含まず、給与収入(自営業については事業収入から必要経費を差し引いた金額)により比較する。
- ・父母等の扶養下にある場合は、父母等の所得を合算した額とする。
- ・独立生計者は、申請者本人及び配偶者の所得を合算した額とする。

※3 所得の減少について

- ・日本人学生等:事由発生後1ヶ月分の所得に12(ヶ月)を乗じた金額が、令和元年度所得課税証明書(内容は平成30年分)等に記載の所得と比べて減少していること。
- ・私費留学生 :本国にいる家族等からの仕送りや申請者本人のアルバイト収入等の合算した額が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減少していること。

3. 申請時期

令和2年5月21日(木)～6月3日(水)

4. 申請手続

1)以下の必要書類を準備。

※申請する際に、下記の書類を提出することが困難な場合等は下記担当にご相談ください。

【日本人学生等】

項目	必要書類
提出必須	新型コロナウイルス感染症の影響に係る申請・収入申告書 (<u>excel ファイル</u>)(※1)
	家計維持者(※2)の令和元年度所得課税証明書(内容は平成30年分)等を写真等に変換したもの
家計維持者(※2)が会社等に勤めている(勤めていた)場合	家計維持者(※2)の事由発生後1ヶ月分の収入を示す書類(例えば、令和2年4月の給与明細書や休職・無職等を示す書類)を写真等に変換したもの
家計維持者(※2)が自営業等を営んでいる(営んでいた)場合	家計維持者(※2)の事由発生後1ヶ月分の所得等(必要経費含む)を示す書類(例えば、令和2年4月の帳簿等や休業・廃業等を示す書類)を写真等に変換したもの
家計維持者(※2)が公的年金(企業年金含む)を受給している場合	家計維持者(※2)の年金の直近1年間分の受給額がわかる書類(年金額改定通知書等)を写真等に変換したもの
国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受ける場合	<u>公的支援の受給証明書</u> (※3) ※公的支援の受給証明書の取得が申請期間内に間に合わない場合は、その書類を取得次第、提出してください。

【留学生】

項目	必要書類
提出必須	新型コロナウイルス感染症の影響に係る申請・収入申告書 (<u>留学生用</u>)(<u>excel ファイル</u>)(※1)
日本での居住先の賃貸契約書を提出できる場合	<u>賃貸契約書(契約者名・契約期間・家賃が確認できるページ)</u> を写真等に変換したもの
事由発生後、申請者本人(または配偶者)にアルバイト等による収入がある場合	申請者本人(または配偶者)の事由来発生後1ヶ月分のアルバイト収入等を示す書類(例えば、令和2年4月の給与明細書)を写真等に変換したもの

※1.「新型コロナウイルス感染症の影響に係る申請・収入申告書」については、「父母等の扶養下にある者」「独立生計者」「留学生用」の3種類がありますので、該当する書類を本学ホームページ(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>)からダウンロードの上、必要事項を入力してください。

※2.家計維持者とは、「父母等、または、独立生計の場合、申請者本人及び配偶者」を指します。

※3.公的支援の受給証明書については、日本学生支援機構 HP をご確認ください。

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

【既に本学独自の授業料免除を申請している学生】

- ①2の「所得課税証明書」と3-3の「年金の受給額がわかる書類」の提出は不要です。
- ②通年で本学独自の授業料免除に申請し、今回(前期分)の緊急授業料免除を申請する方は、後期分の緊急授業料免除が実施される場合には、後期の授業料免除申請期間に後期分の緊急授業料免除に申請する必要があります。

2) 必要書類を添付の上、以下の要領で全学基本メール(…@s.kyushu-u.ac.jp)にて提出。

- 宛先 : 学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- メールアドレス: gagmenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
- 件名 : 「緊急授業料免除の申請」
- 本文 : 学生番号及び学生氏名を明記

3) 必要書類提出後の留意点

- 必要書類を提出した学生に対して、6月中旬頃を目途に受付完了の旨を全学基本メールにより送信しますので、そのメールが届いていることを確認してください。
- 申請内容に不備があった場合や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。担当者からの連絡に応答がない場合、申請を受理しないことがあります。

5. 選考結果の通知

- 通知時期: 令和2年7月下旬頃
- 通知方法: 学生ポータル「貴方宛のお知らせ」に通知

6. 申請後の授業料の取り扱い

【令和2年度前期授業料を既に納付した者】

緊急授業料免除の対象者として認定された者については、免除された授業料を返還いたします。免除された授業料については、7月下旬以降(選考結果の通知後)に、入学手続時等に登録していただいた授業料の引き落とし口座に返還いたします。

【令和2年度前期授業料を納付していない者】

7月下旬頃(選考結果の通知時期)まで、授業料の口座引き落としを保留とします。選考の結果、授業料の半額免除・1/4額の免除または不許可となった者は、選考結果通知に従い、前期授業料を納入してください。

7. 問い合わせ先

- 担当部署: 九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- Email : gagmenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
- 電話番号: 092-802-5948・5949